

北九州市子ども・子育て会議について

1 名 称 北九州市子ども・子育て会議

2 設 置 日 平成25年4月1日（条例の施行日）

3 根 拠

・子ども・子育て支援法第77条第1項

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第25条

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼
保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

・北九州市子ども・子育て会議条例 資料 2

4 委 員

・委員数 15人（条例第2条第1項）

・任 期 2年（令和6年1月1日～令和7年12月31日）

5 子ども・子育て会議の役割（審議事項）

- (1) 会議は、市町村が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べる。（子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第77条第1項第1～2号関係）
- (2) 会議は、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更する際に意見を述べる。（子ども・子育て支援法第61条第7項及び第77条第1項第3号関係）
- (3) 会議は、当該市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況について調査審議する。（子ども・子育て支援法第77条第1項第4号関係）

- (4) 会議は、市が認定こども園の設置等の認可等を行う際に意見を述べる。
(認定こども園法第3条第1項及び第3項並びに第17条第3項)
- (5) 会議は、市が認定こども園の事業の停止等を命じる際に意見を述べる。
(認定こども園法第21条第2項)
- (6) 会議は、市が認定こども園の認可等の取り消しを行う際に意見を述べる。
(認定こども園法第7条第1項及び第22条第2項)

※ただし、(1) および(4)～(6)については、「認定こども園・確認部会」において審議。

6 認定こども園・確認部会について

認定こども園の認可・認定等に係る事項を調査審議するため、北九州市子ども・子育て会議に「認定こども園・確認部会」を設置する。

- ・設置日 平成26年12月12日
- ・委員数 5名(うち専門委員1名。後述のとおり)

7 専門委員について

認定こども園の認可・認定等に係る事項を調査審議するため、会議委員に加え専門委員を置く。

- ・専門委員 1名(条例第2条第2項。有識者)
- ・任期 令和6年1月1日～令和7年12月31日